

## 旧優生保護法補償金制度のわかりやすい周知用リーフレット 作成業務委託に係る仕様書

本仕様書は、旧優生保護法補償金制度のわかりやすい周知用リーフレット作成業務の実施内容を示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならない事項及び本仕様書に記載のない事項であっても、業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

### 1 委託業務名

旧優生保護法補償金制度のわかりやすい周知用リーフレット作成業務委託

### 2 業務の目的

令和7年1月17日に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）」が施行され、障がいや遺伝性の疾患を理由に優生手術等を受けた方へ国から補償金等の支給が開始された。

今般、同制度の周知を促進するため、障がいのある方及びその家族・支援関係者を対象としたわかりやすい制度周知用リーフレットを作成し配付する。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

### 4 リーフレットの規格

#### (1) 体裁・ページ数・色

A4判、4ページ、オールカラー ※A3用紙を2つ折りとする

#### (2) 用紙

マットコート紙110kg

#### (3) 音声コード

用紙の端に音声コードを挿入 ※要切欠け

#### (4) 二次元コード

手話動画を掲載したホームページにアクセスするための二次元コードを挿入

### 5 印刷部数（想定）

約300,000部

### 6 配送先数（想定）

約10,000か所

※1箇所あたり30部ずつの配送を予定

## 7 配送場所

県が指定する障がい者施設や高齢者施設、医療機関、行政機関、関係団体 等

## 8 業務の内容

### (1) 県が主催するリーフレット検討会への参加

契約締結後、2回程度の開催を予定している県主催の検討会へ参加し、検討会において協議された結果を基に校正を行うこと。

### (2) リーフレットの制作

- ①別紙3「リーフレット案」及び別紙4「(参考)マンガイメージ」を基に、リーフレット全体のデザインやイラストを制作すること。なお、リーフレットのレイアウトやデザインは変更可とする。
- ②校正回数は最低3回とし、それ以上の校正が必要な場合も対応すること。
- ③県が必要と認める場合は、リーフレット制作に携わるイラストレーターやデザイナーと県が協議する場を設けること。
- ④リーフレットに掲載するイラストは、原則、既存の素材を使用しないこと。ただし、県が例外として認めた場合はこの限りではない。
- ⑤リーフレットの文章(マンガのセリフ含む)にはふりがなを付すこと。
- ⑥制作にあたっては、ユニバーサルフォントやカラーに配慮すること。
- ⑦制作にあたっては、障がいのある人や高齢者に配慮した表現に努めること。併せて、特にイラストはアンコンシャスバイアスにも配慮すること。

### (3) 音声コードの制作

(2)によりリーフレットへの掲載内容が確定次第、音声コードを制作し、リーフレットに挿入すること。その際、目印となる切欠を入れること。

### (4) 手話動画の作成

(2)によりリーフレットへの掲載内容が確定次第、手話動画を制作すること。動画制作にあたっては、県が指定する障がい者団体の協力のもと、制作すること。

また、制作した動画は本県の動画サイト(ホームページ)に掲載することを想定し、動画サイトへ誘導する二次元コードをリーフレットに挿入すること。

### (5) リーフレットの印刷

校了後のリーフレットを印刷すること。リーフレット印刷時には、リーフレットの用紙又はそれに近い素材の用紙を準備し、事前に色校正を行うこと。

### (6) リーフレットの配送(送付)

- ①リーフレットを仕分け・梱包し、県が指定する場所へ配送(送付)すること。
- ②梱包の際には、県が指定する情報を印字した封筒を制作し、リーフレットと併せて県が作成した送付文を印刷の上、同封すること。
- ③封筒に封入する以外のリーフレットは予備分として県子育て支援課へまとめて納品

すること。その際は、100部毎にクラフト紙などで梱包し、段ボールへ入れること。  
④最終的なリーフレットの仕分け・梱包・配送方法や手順は事前に県と協議して決定すること。

#### (7) 電子データの納品

次の電子データを納品すること（納品方法は別途県と協議すること）。

- ①リーフレットの電子データ（PDF及びillustrator）
- ②イラスト等の画像データ
- ③手話動画のデータ

### 9 紙面構成

ページ	紙面概要	紙面詳細
1	表紙	イラストや障がいのある方へのメッセージを掲載。
2～3	マンガ・説明文	障がいのある方にとって、優生手術を受けた可能性があることに気付くきっかけとなるマンガを掲載。 併せて補足などの説明文を掲載。
4	家族・支援者向け説明	補償金等支給制度の説明、家族や支援者向けのメッセージを掲載。

### 10 その他の留意点

- (1) 業務の各過程においては、県と十分に協議の上、業務を実施すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者のほかに漏らし、又は本業務以外の履行のための目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。受託者の責めに帰す情報漏えいの発生による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者が自己の責任において処理すること。
- (4) 業務を一括して第三者に再委託することは認められない。ただし、業務の一部についてあらかじめ県の承認を得た場合はこの限りでない。
- (5) 業務運営に当たっては、個人情報の管理に十分注意し、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (6) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (7) 成果物に係る権利は福岡県に帰属するものとする。なお、本業務開始前に受託者が所有する権利及び第三者により提供されるコンテンツ等に係る権利はこの限りではない。

- (8) 県が成果物に係る権利を利用するにあたっては、本業務に係る委託料以外、一切の費用は発生しないものとする。また、県からデータ提供の依頼があった場合は、指定された形式で速やかに提出すること。
- (9) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議のうえ業務を進めるものとする。